

## 第7章 資料編

## 第7章 資料編

### 7-1 墨田区環境審議会の審議経過及び名簿

#### 1 審議経過

開催日	審議事項
令和2年11月9日	・中間改定の方向性について
令和3年6月28日	・諮問 ・素案について
令和3年10月15日	・素案について
令和4年1月28日	・答申 ・パブリックコメントについて

#### 2 墨田区環境審議会名簿

選出区分	役職	氏名	所属等
学識 経験者	会長	赤尾 健一	早稲田大学社会科学総合学術院 教授（農学博士）
	副会長	日置 雅晴	神楽坂キーストーン法律事務所 弁護士
		須田 真一	東京大学総合研究博物館 研究事業協力者
		江尻 京子	多摩ニュータウン環境組合 リサイクルセンター長
		森林 敦子	国立感染症研究所 客員研究員（薬学博士）
区議会 議員		福田 はるみ	墨田区議会地域産業都市委員会 委員長 (R3.5.27～)
		じんの 博義	墨田区議会地域産業都市委員会 委員長 (～R3.5.27)
		藤崎 こうき	墨田区議会地域産業都市委員会 副委員長 (R3.5.27～)
		坂井 ユカコ	墨田区議会地域産業都市委員会 副委員長 (～R3.5.27)
事業者		梅本 禎司	東京都鍍金工業組合 向島支部長 (株式会社梅本鍍金 代表取締役)
		岡野 俊也	東京ガス株式会社 東京東支店長
		小和田 みどり	ライオン株式会社 サステナビリティ推進部長
		杉本 浩志	金星ゴム工業株式会社 代表取締役会長
		中島 宏幸	東京電力パワーグリッド株式会社 江東支社長 (R3.10.1～)
		平岩 直哉	東京電力パワーグリッド株式会社 江東支社長 (～R3.9.30)
区民		宇田川 明	すみだ環境共創区民会議 会長
		橋本 治	公募区民
		林家 時蔵	落語家

## 7-2 すみだ環境共創区民会議の会議経過及び名簿

### 1 審議経過

開催日	審議事項
令和3年1月22日	・中間改定の方向性について
令和3年5月28日	・素案について
令和3年10月22日	・素案について
令和4年1月28日	・パブリックコメントについて
令和4年2月4日	・答申報告について

### 2 すみだ環境共創区民会議名簿

選出区分	役職	氏名	所属等
環境保全活動に実績のある区民及び事業者	会長	宇田川 明	会社員
	副会長	森下 香洋子	会社員
		石川 香	東京電力パワーグリッド株式会社 江東支社
		浅見 伸介	東京ガス株式会社 東京東支店 (R3.4.1~)
		小西 吾乗	東京ガス株式会社 東京東支店 (~R3.3.31)
環境団体の構成員		橋本 玲子	なでしこ
		門倉 美雪	緑と花のサポーター
		佐原 滋元	雨水市民の会
		笠貫 昇	すみだ景観フォーラム
		橋本 恵子	エコライフサポーター
公募による区民及び区長が必要と認める者		小木曾 清三	公募区民
		佐野 まさ子	公募区民
	副会長	土屋 爲由	公募区民
		碓氷 喜信	公募区民
		小林 茂美	公募区民
		木股 里穂	公募区民

## 7-3 墨田区環境基本条例推進本部の会議経過及び名簿

### 1 会議経過

開催日	会議事項
令和3年5月11日	・素案について
令和3年11月9日	・素案について
令和4年2月8日	・答申報告について

### 2 墨田区環境基本条例推進本部名簿

役職	役職名
本部長	区長
副本部長	副区長
本部員	教育長
本部員	企画経営室長
本部員	企画経営室参事
本部員	企画経営室参事
本部員	総務部長
本部員	区民部長
本部員	地域力支援部長
本部員	産業観光部長
本部員	福祉保健部長
本部員	福祉保健部参事
本部員	保健衛生担当部長
本部員	保健衛生担当次長
本部員	子ども・子育て支援部長
本部員	都市計画部長
本部員	都市計画部参事
本部員	都市計画部危機管理担当部長
本部員	都市整備部長
本部員	都市整備部参事
本部員	都市整備部環境担当部長
本部員	都市整備部立体化推進担当部長
本部員	会計管理者
本部員	区議会事務局長
本部員	選挙管理委員会事務局長
本部員	監査委員事務局長
本部員	教育委員会事務局次長
本部員	教育委員会事務局参事

## 7-4 すみだ環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 区の環境の共創に関する総合的施策（第7条—第15条）

第3章 基本施策の推進体制（第16条—第21条）

第4章 雑則（第22条）

付則

墨田区は、隅田川や荒川のほか、中小内河川が区内を縦横に流れる豊かな水環境を有している。これらの河川は、かつての汚染が、公害規制の強化等により現在では魚が生息できるほどにまで水質が改善され、隅田川の花火大会やレガッタなど、川とは切り離せない伝統行事が復活し、多くの人々が水辺に集うようになった。

また、区民同士のふれあいや下町情緒に彩られた心温まるコミュニティは、人と地域と環境にやさしいまちづくりの基本となる墨田区の財産である。

さらに、人々が働き、暮らす場所が一体となった「職住近接」は、ものづくりのまちとしての墨田区の特徴を表しており、地域に根ざした中小企業が環境問題に取り組んでいく姿勢は、地域に影響を及ぼし、環境と調和した経済活動を可能とするものである。

私たち墨田区民は、より良い環境のもとに、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を持っている。さらに、より良い環境が与えてくれた恩恵を未来に引き継ぎ、環境に関する不断の学習と、これに取り組む人材の育成を行う責務を有している。

このような考えのもと、環境行政の推進に当たっては、区、区民及び事業者等が協働し、より良い環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生に取り組めるよう、基本的施策を定め、その積極的な推進を図ることを目指し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生について基本理念を定め、区、区民、事業者及び滞在者の責務を明らかにし、環境に係る施策の基本的事項を定めることにより、それらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における良好で安全かつ快適な環境を確保し、地球環境の保全に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の共創 良好で安全かつ快適な環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の共創を図るうえで支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 区民 区内に在住し、在勤し、又は在学する個人をいう。
- (4) 事業者 区内において事業活動を行う団体及び個人をいう。
- (5) 滞在者 観光、仕事等で一時的に区内を訪れる個人をいう。

### **(基本理念)**

第 3 条 環境の共創は、区民及び事業者が環境に関する十分な情報を知り、環境に係る施策の決定等に参画することを通じ、良好で安全かつ快適な環境のもとで生活する権利を実現できるように行われなければならない。

2 環境の共創は、すべての者が環境への負荷を与えていることを認識し、地域のコミュニティを生かしつつ、互いに協働し、配慮し合うことにより進められなければならない。

### **(区の責務)**

第 4 条 区は、環境への負荷の低減に努めるとともに、区の計画及び施策について区民及び事業者と協働して環境の共創を推進するという観点から総合的かつ計画的に定め、その推進体制を整備しなければならない。

2 区は、区民及び事業者が地域のコミュニティを生かしつつ、環境の共創に取り組むことができるよう、必要な支援を行うとともに、地域において環境の共創に関する活動を担う人材の育成に努めるものとする。

### **(区民及び事業者の責務)**

第 5 条 区民及び事業者は、日常生活及び事業活動が環境への負荷を与えていることを認識し、環境への配慮を行うとともに、身近な環境を常に見つめつつ、地域のコミュニティを生かし、環境の共創を図るように努めなければならない。

2 区民及び事業者は、環境の共創に必要な学習等に積極的に取り組み、区とともに、地域において環境の共創に関する活動を担う人材の育成に努めるものとする。

3 区民及び事業者は、区が実施する環境の共創に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### **(滞在者の責務)**

第 6 条 滞在者は、区が実施する環境の共創に関する施策に協力することにより、人と地域に配慮し、環境への負荷の低減に努めるものとする。

## **第 2 章 区の環境の共創に関する総合的施策**

### **(環境基本計画)**

第 7 条 区長は、環境の共創に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の共創に関する目標

(2) 環境の共創に関する施策

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の共創に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 区長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、第 16 条第 1 項に規定する墨田区環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 区長は、必要があると認めるときは、環境基本計画の策定に関し、第 20 条第 1 項に規定するすみだ環境共創区民会議の意見を聴くことができる。

5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 第 2 項から前項までの規定は、環境基本計画の変更について準用する。

**(区民及び事業者への支援)**

第 8 条 区は、区民及び事業者が行う環境の共創に関する活動に対する適切な情報の提供に努めるほか、次に掲げる事項に対し支援を行うものとする。

- (1) 区民及び事業者が行う環境の共創に関する活動
- (2) 区民及び事業者に適切な指導及び助言を行うための専門的知識を有する者の派遣
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の共創に関する必要な事項

**(環境学習の推進)**

第 9 条 区は、区民及び事業者が環境の共創に関し理解を深め、自主的な活動を実践できるよう、学校教育、生涯学習等あらゆる場を活用し、積極的に環境学習の推進を図るものとする。

2 区民及び事業者は、環境の共創について理解を深めるとともに、正確な知識を修得し、環境の共創に関する活動を推進するために、積極的に環境学習に努めるものとする。

**(大学等教育研究機関との連携)**

第 10 条 区は、大学等教育研究機関と連携して、区民及び事業者の環境の共創に関する活動の促進について、指導し、又は助言する人材の育成に努めるものとする。

2 区、区民及び事業者は、環境の共創に向けた地域の課題を解決するため、大学等教育研究機関と共同して研究開発に努めるものとする。

**(豊かな都市生活環境の維持、誘導的措置等)**

第 11 条 区は、環境の共創に資する区民の健康で安全かつ快適な生活を実現するため、大気の大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動等による被害を防止し、豊かな都市生活環境の維持等に努めるものとする。

2 区は、区民及び事業者が環境の共創を図るための施設整備その他の適切な措置を行うよう誘導することに努めるものとする。

3 区は、環境の状況を的確に把握し、必要な監視、測定及び調査に努めるものとする。

**(環境の共創に向けた適切な指導等)**

第 12 条 区長は、必要と認めるときは、環境の共創に関し、関係者に対して説明若しくは報告を求め、又は必要な指導、助言若しくは勧告を行うことができる。

**(自然環境の保全及び創出)**

第 13 条 区は、区民の生活に潤いと安らぎを与える緑地や水辺の保全及び創出に努めるものとする。

**(資源循環の促進)**

第 14 条 区は、環境への負荷の低減を図るため、施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 節水等資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の減量化の促進
- (2) 雨水の有効利用及び資源の循環的利用
- (3) 積極的な環境配慮型製品の購入
- (4) エネルギーの有効利用

2 区は、区民及び事業者による環境への負荷の低減を図るため、前項各号に掲げる事項についての施策を推進するとともに、区民及び事業者に対し適切な支援を行うものとする。

**(地球環境の保全)**

第 15 条 区は、地球温暖化防止等地球環境の保全のために必要となる施策の策定及び推進に努めなければならない。

2 区民及び事業者は、日常生活及び事業活動が地球環境の悪化につながる可能性があることを認識し、区と協働して、地球環境の保全に努めるものとする。

### 第3章 基本施策の推進体制

#### (環境審議会)

第16条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、墨田区環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の共創に関する基本的事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 審議会は、環境の共創に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、学識経験を有する者、区議会議員、区民及び事業者その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する15人以内の委員で組織する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める。

#### (国及び他の地方公共団体との連携)

第17条 区は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携するよう努めるものとする。

#### (団体との連携)

第18条 区は、環境の共創に関する活動が促進されるように、区民及び事業者が組織する団体と連携するとともに、当該団体が自発的に行う活動に対し、必要に応じ支援を行うものとする。

#### (事業者が行う環境の共創の促進)

第19条 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、自主的に行う環境の共創に向けた方針の策定及び目標の設定並びにこれらの実施及び実施状況の点検等、環境配慮型の経営に資する仕組みづくりに努めるものとする。

2 区は、事業者が行う環境配慮型の経営に資する仕組みづくり及び環境配慮型製品の開発又は製造その他の環境の共創に資する事業活動に対し、必要な支援を行うものとする。

#### (すみだ環境共創区民会議の設置)

第20条 区における環境の共創に関する施策を総合的に推進するため、すみだ環境共創区民会議（以下「区民会議」という。）を置く。

2 区民会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 環境基本計画のうち、区民及び事業者の活動と区の施策との整合性に関し協議すること。
- (2) 環境の共創に関する実践活動を行うこと。
- (3) 環境の共創の推進について、必要に応じ区長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の共創の推進に当たっての重要な事項に関し協議すること。

#### (区民会議の組織及び運営)

第21条 区民会議は、公募による区民並びに環境団体、環境保全活動に実績のある区民及び事業者の中から区長が委嘱する者その他区長が必要と認める者25人以内で構成する。

2 区は、区民会議の円滑な運営のため、必要な資料の提出、関係者の出席その他必要な協力を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、区民会議の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

## 第4章 雑則

### (委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の際、現にあるすみだ環境区民会議は、第20条の規定により設置するすみだ環境共創区民会議とみなす。ただし、委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の墨田区環境審議会の設置に関し必要な手続、準備行為等は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

## 7-5 すみだ環境の共創プランにおける進捗状況評価（前期）

### 【基本目標1】温室効果ガスの排出を抑制したスマートエネルギーのまち

#### 【環境事業指標】

指 標	実績値					目標値	
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)	2030 (R12)
区域における温室効果ガス 排出量（万 t-CO <sub>2</sub> eq）	122.3	123.0	120.6	—*	—*	101.0	88.0
区域におけるエネルギー 消費量（TJ）	12,170	12,183	11,882	—*	—*	12,800	10,600

※2021（令和3）年度の時点では、2018（平成30）年度までのデータしか集計されていない。

#### 【施策の進捗状況・評価】

<b>2016（平成28）年度進捗状況</b>
温室効果ガス排出量は、122.3万 t-CO <sub>2</sub> eq となり、前年度に比べて、3.7万 t 減少した。 エネルギー消費量は、12,170TJ となり、前年度に比べて、392TJ 減少した。
<b>2017（平成29）年度進捗状況</b>
温室効果ガス排出量は、123.0万 t-CO <sub>2</sub> eq となり、前年度に比べて、0.7万 t-CO <sub>2</sub> 増加した。 エネルギー消費量は、12,183TJ となり、前年度に比べて、13TJ 増加した。
<b>2018（平成30）年度進捗状況</b>
温室効果ガス排出量は、120.6万 t-CO <sub>2</sub> eq となり、前年度に比べて、2.4万 t-CO <sub>2</sub> 減少した。 エネルギー消費量は、11,882TJ となり、前年度に比べて、301TJ 減少した。
<b>評価</b>
温室効果ガス排出量は、二酸化炭素排出係数に影響を強く受けるものであり、エネルギー消費量を削減しても、温室効果ガス排出量については、その分だけ比例して削減できるわけではない。 しかし、本区は、民生（家庭・業務）部門からの排出量が全体の約6割を占めていることから、まずは、区民や事業者によるエネルギー消費量削減の取組を推進していくことで、温室効果ガス排出量の削減を図っていく。

## 【基本目標 2】身近な緑と水辺に親しみ、生きものとふれあえるまち

## 【環境事業指標】

指 標	実績値					目標値	
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)	2025 (R7)
緑被率	10.5% <sup>*1</sup>		10.7% <sup>*2</sup>			12.2%	13.0%
まちなか緑化（緑と花のまちづくり推進地域制度）の活動地域数	11 地域	17 地域	16 地域	17 地域	20 地域	16 地域	22 地域

※1：「墨田区緑と生物の現況調査（平成 21 年度実施）」の数値

※2：「墨田区緑と生物の現況調査（平成 30 年度実施）」の数値

## 【施策の進捗状況・評価】

<b>2016（平成 28）年度進捗状況</b>
墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例（平成 20 年墨田区条例第 10 号。以下「墨田区集合住宅条例」という。）及び墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱（平成 7 年 10 月 11 日 7 墨都開第 253 号。以下「墨田区開発指導要綱」という。）に基づく緑化指導により、地上部で 4,207.05m <sup>2</sup> 、建築物上で 2,266.39m <sup>2</sup> の緑地が整備された。 まちなか緑化の活動地域は、11 地域となり、前年度から増減はなかった。
<b>2017（平成 29）年度進捗状況</b>
墨田区集合住宅条例及び墨田区開発指導要綱に基づく緑化指導により、地上部で 2,840.90m <sup>2</sup> 、建築物上で 1,826.16m <sup>2</sup> の緑地が整備された。 まちなか緑化の活動地域は、17 地域となり、前年度と比べて 6 地域増加した。
<b>2018（平成 30）年度進捗状況</b>
墨田区集合住宅条例及び墨田区開発指導要綱に基づく緑化指導により、地上部で 7,766.55m <sup>2</sup> 、建築物上で 4,121.67m <sup>2</sup> の緑地が整備された。 まちなか緑化の活動地域は、16 地域となり、前年度と比べて 1 地域減少した。
<b>2019（令和元）年度進捗状況</b>
墨田区集合住宅条例及び墨田区開発指導要綱に基づく緑化指導により、地上部で 7,725.89m <sup>2</sup> 、建築物上で 3,896.26m <sup>2</sup> の緑地が整備された。 まちなか緑化の活動地域は、17 地域となり、前年度と比べて 1 地域増加した。
<b>2020（令和 2）年度進捗状況</b>
墨田区集合住宅条例及び墨田区開発指導要綱に基づく緑化指導により、地上部で 7,607.04m <sup>2</sup> 、建築物上で 2,872.04m <sup>2</sup> の緑地が整備された。 まちなか緑化の活動地域は、20 地域となり、前年度と比べて 3 地域増加した。
<b>評価</b>
引き続き、墨田区集合住宅条例及び墨田区開発指導要綱に基づく緑化指導を継続し、緑地整備を進めていく。 まちなか緑化の活動地域数は、前年度から増加し、2020（令和 2）年度目標値も達成した。区内における緑感、緩やかではあるが着実に向上しているものと考えられる。

### 【基本目標 3】資源循環型社会の実現を目指すまち

#### 【環境事業指標】

指 標	実績値					目標値	
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)	2025 (R7)
資源化率	19.6%	18.9%	19.0%	18.9%	19.3%	23.0%以上	25.0%以上
雨水総貯留容量	23,612m <sup>3</sup>	24,010m <sup>3</sup>	24,396m <sup>3</sup>	25,003m <sup>3</sup>	25,490m <sup>3</sup>	26,300m <sup>3</sup>	30,000m <sup>3</sup>

#### 【施策の進捗状況・評価】

<b>2016（平成 28）年度進捗状況</b>
資源化率は、19.6%となり、前年度と比べて0.2ポイント低下した。 雨水総貯留容量は、23,612m <sup>3</sup> となり、前年度と比べて526m <sup>3</sup> 増加した。
<b>2017（平成 29）年度進捗状況</b>
資源化率は、18.9%となり、前年度と比べて0.7ポイント低下した。 雨水総貯留容量は、24,010m <sup>3</sup> となり、前年度と比べて398m <sup>3</sup> 増加した。
<b>2018（平成 30）年度進捗状況</b>
資源化率は、19.0%となり、前年度と比べて0.1ポイント増加した。 雨水総貯留容量は、24,396m <sup>3</sup> となり、前年度と比べて386m <sup>3</sup> 増加した。
<b>2019（令和元）年度進捗状況</b>
資源化率は、18.9%となり、前年度と比べて0.1ポイント低下した。 雨水総貯留容量は、25,003m <sup>3</sup> となり、前年度と比べて607m <sup>3</sup> 増加した。
<b>2020（令和 2）年度進捗状況</b>
資源化率は19.3%となり、前年度と比べて0.4ポイント増加した。 雨水総貯留容量は、25,490m <sup>3</sup> となり、前年度と比べて487m <sup>3</sup> 増加した。
<b>評価</b>
2020（令和 2）年度の資源化率は、前年度と比べて、ごみ総量（可燃・不燃・粗大ごみ、資源物）に対する資源物の割合が上昇したため改善した。 2020（令和 2）年度の雨水総貯留容量は、雨水利用助成制度の利用と墨田区集合住宅条例及び墨田区開発指導要綱による雨水貯留槽設置の指導により、前年度と比べて増加したが、2020（令和 2）年度目標値を達成することはできなかった。

## 【基本目標 4】良好な生活環境が確保され、安心とやすらぎが実感できる住みよいまち

## 【環境事業指標】

指 標	実績値					目標値	
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)	2025 (R7)
苦情があった特定建設作業 (建設・解体作業)の割合	9%	6%	5%	5%	14%	8%	5%
苦情申立人が満足した割合	72%	67%	65%	72%	75%	45%	60%

## 【施策の進捗状況・評価】

<b>2016（平成 28）年度進捗状況</b>
<p>特定建設作業の届出件数は、騒音規制法に基づくものが 327 件、振動規制法に基づくものが 196 件で、件数は横ばいで推移している。届出内容としては、削岩機・ブレーカーが 9 割以上を占め、苦情もこれらの作業によるものが多くなっている。</p> <p>区民等からの公害苦情の申立ては 277 件で、その苦情に対して区の対応に満足した申立人の割合は、前年度から 15 ポイント上回り 72%であった。</p>
<b>2017（平成 29）年度進捗状況</b>
<p>特定建設作業の届出件数は、騒音規制法に基づくものが 326 件、振動規制法に基づくものが 179 件で、件数は横ばいで推移している。届出内容としては、削岩機・ブレーカーが 9 割以上を占め、苦情もこれらの作業によるものが多くなっている。</p> <p>区民等からの公害苦情の申立ては 244 件で、その苦情に対して区の対応に満足した申立人の割合は、前年度から 5 ポイント下回り 67%であった。</p>
<b>2018（平成 30）年度進捗状況</b>
<p>特定建設作業の届出件数は、騒音規制法に基づくものが 366 件、振動規制法に基づくものが 207 件で、件数は横ばいで推移している。届出内容としては、削岩機・ブレーカーが 9 割以上を占め、苦情もこれらの作業によるものが多くなっている。</p> <p>区民等からの公害苦情の申立ては 294 件で、その苦情に対して区の対応に満足した申立人の割合は、前年度から 2 ポイント下回り 65%であった。</p>
<b>2019（令和元）年度進捗状況</b>
<p>特定建設作業の届出件数は、騒音規制法に基づくものが 378 件、振動規制法に基づくものが 248 件で、件数は増加傾向にある。届出内容としては、削岩機・ブレーカーが 9 割以上を占め、苦情もこれらの作業によるものが多くなっている。</p> <p>区民等からの公害苦情の申立ては 298 件で、その苦情に対して区の対応に満足した申立人の割合は、前年度から 7 ポイント上回り 72%であった。</p>
<b>2020（令和 2）年度進捗状況</b>
<p>特定建設作業の届出件数は、騒音規制法に基づくものが 379 件、振動規制法に基づくものが 234 件で、前年度と同程度である。届出内容としては、削岩機・ブレーカーが 9 割以上を占め、苦情もこれらの作業によるものが多くなっている。</p> <p>区民等からの公害苦情の申立ては 437 件で、その苦情に対して区の対応に満足した申立人の割合は、前年度から 3 ポイント上回り 75%であった。</p>
<b>評価</b>
<p>コロナ渦における生活様式の変化により、2020（令和 2）年度に苦情があった特定建設作業の割合が前年度から増加し、2020（令和 2）年度目標値を下回っている状況ではあるものの、苦情申立人が満足した割合は前年度よりも増え、既に目標値を上回っている状況であり、順調に推移している。</p>

## 【基本目標 5】 環境活動を実践する人が育つまち

### 【環境事業指標】

指 標	実績値					目標値	
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)	2025 (R7)
環境ボランティア（緑と花のサポーター・エコライフサポーター）登録者の実働割合	67%	58%	66%	67%	69%	71%	75%

### 【施策の進捗状況・評価】

<b>2016（平成 28）年度進捗状況</b>
環境ボランティアの登録者数は 64 名（緑と花のサポーター登録者数 47 名、エコライフサポーター登録者数 17 名）で実働割合は 67%であった。前年度との比較では 4 ポイント増加している。
<b>2017（平成 29）年度進捗状況</b>
環境ボランティアの登録者数は 64 名（緑と花のサポーター登録者数 47 名、エコライフサポーター登録者数 17 名）で実働割合は 58%であった。前年度との比較では 9 ポイント減少している。 環境体験学習の実施状況は、前年度に引き続き、夏休みすみだ環境プログラム、水の循環講座、星空観察出張講座、ヤゴ救出作戦、トンボフェア、自然観察事業、自然観察員養成講座等を実施し、新たに平成 2017（平成 29）年度に導入した燃料電池車を使い、2018（平成 30）年 3 月に水素利用に関する授業を東京ガス（株）の協力を得て、吾嬭第二中学校（3 年生を対象）において実施した。
<b>2018（平成 30）年度進捗状況</b>
環境ボランティアの登録者数は 60 名（緑と花のサポーター登録者数 48 名、エコライフサポーター登録者数 12 名）で実働割合は 66%であった。前年度との比較では 8 ポイント増加している。 環境体験学習の実施状況は、前年度に引き続き、夏休みすみだ環境プログラム、水の循環講座、星空観察出張講座、ヤゴ救出作戦、トンボフェア、自然観察事業、自然観察員養成講座等を実施し、燃料電池自動車と新たに 2018（平成 30）年度に導入した外部給電器を使い、水素利用に関する授業を（公財）東京都環境公社の協力を得て、業平小学校（4 年生を対象）において実施した。
<b>2019（令和元）年度進捗状況</b>
環境ボランティアの登録者数は 58 名（緑と花のサポーター登録者数 47 名、エコライフサポーター登録者数 11 名）で実働割合は 67%であった。前年度との比較では 1 ポイント増加している。 環境体験学習の実施状況は、前年度に引き続き、夏休みすみだ環境プログラム、エコライフ講座、水の循環講座、森林整備体験等の事業を実施した。2 月以降は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座等各種事業を中止した。また、燃料電池自動車と外部給電器を活用し、各種イベントにおいて水素利用についての普及啓発を行った。
<b>2020（令和 2）年度進捗状況</b>
環境ボランティアの登録者数は 61 名（緑と花のサポーター登録者数 46 名、エコライフサポーター登録者数 15 名）で実働割合は 69%であった。前年度との比較では 2 ポイント増加している。 エコライフ講座や水の循環講座等の環境体験学習のほか、燃料電池自動車と外部給電器を活用した水素利用の普及啓発は実施したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、夏休みすみだ環境プログラム及び森林整備体験については中止とした。
<b>評価</b>
2020（令和 2）年度の環境ボランティア登録者の実働割合は、前年度と比べて増加したが、2020（令和 2）年度目標値を達成することはできなかった。 環境に関することについて、区民等が、より自分事として身近に感じ、実践につなげやすい内容とする工夫や、参加意欲が高まる工夫等をしていく必要がある。

## 【重点プロジェクト1】エコライフすみだの推進

## 【プロジェクトの活動指標①】

指 標	実績値					目標値	
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)	2030 (R12)
区民1人当たりの温室効果ガス排出量（t-CO <sub>2</sub> eq）	4.6	4.6	4.4	—*	—*	3.8	3.1

※2021（令和3）年度の時点では、2018（平成30）年度までのデータしか集計されていない。

## 【プロジェクトの進捗状況・評価】

<b>2016（平成28）年度進捗状況</b>
区民1人当たりの温室効果ガス排出量は、約4.6 t-CO <sub>2</sub> eqとなった。
<b>2017（平成29）年度進捗状況</b>
区民1人当たりの温室効果ガス排出量は、約4.6 t-CO <sub>2</sub> eqとなり、前年度から変わらなかった。
<b>2018（平成30）年度進捗状況</b>
区民1人当たりの温室効果ガス排出量は、約4.4 t-CO <sub>2</sub> eqとなり、前年度から約0.2 t-CO <sub>2</sub> eq減少した。
<b>評価</b>
<p>2018（平成30）年度の区民1人当たりの温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量は、共に前年度から減少し、エネルギー消費量については、2020（令和2）年度目標値も達成した（P114参照）。</p> <p>なお、温室効果ガス排出量はCO<sub>2</sub>排出係数に影響を強く受けるものであり、エネルギー消費量を削減しても、温室効果ガス排出量については、その分だけ比例して削減できるわけではない。</p> <p>しかし、本区は、民生（家庭・業務）部門からの排出量が全体の約6割を占めていることから、まずは、区民や事業者によるエネルギー消費量削減の取組を推進していくことで、温室効果ガス排出量の削減を図っていく。</p>

【プロジェクトの活動指標②】

指 標	実績値					目標値	
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)	2025 (R7)
太陽光発電システム、太陽熱利用システムの導入（墨田区地球温暖化防止設備導入助成制度）で削減できたCO <sub>2</sub> 排出量（t-CO <sub>2</sub> ）	1,131	1,162	1,180	1,203	1,222	1,315	1,600

【プロジェクトの進捗状況・評価】

<b>2016（平成 28）年度進捗状況</b>
太陽光発電システムの導入により削減できた CO <sub>2</sub> 排出量は、70 t-CO <sub>2</sub> となり、累計 1,131 t-CO <sub>2</sub> となった。
<b>2017（平成 29）年度進捗状況</b>
太陽光発電システムの導入により削減できた CO <sub>2</sub> 排出量は、31 t-CO <sub>2</sub> となり、累計 1,162 t-CO <sub>2</sub> となった。 太陽光発電システムの申請件数は 13 件で、前年度と比べて 3 件減少した。なお、太陽熱利用システムは前年度同様に申請がなかった。
<b>2018（平成 30）年度進捗状況</b>
太陽光発電システムの導入により削減できた CO <sub>2</sub> 排出量は、18 t-CO <sub>2</sub> となり、累計 1,180 t-CO <sub>2</sub> となった。 太陽光発電システムの申請件数は 7 件で、前年度と比べて 6 件減少した。なお、太陽熱利用システムは前年度同様に申請がなかった。
<b>2019（令和元）年度進捗状況</b>
太陽光発電システムの導入により削減できた CO <sub>2</sub> 排出量は、23 t-CO <sub>2</sub> となり、累計 1,203 t-CO <sub>2</sub> となった。 太陽光発電システムの申請件数は 12 件で、前年度と比べて 5 件増加した。なお、太陽熱利用システムは前年度同様に申請がなかった。
<b>2020（令和 2）年度進捗状況</b>
太陽光発電システムの導入により削減できた CO <sub>2</sub> 排出量は、19 t-CO <sub>2</sub> となり、累計 1,222 t-CO <sub>2</sub> となった。 太陽光発電システムの申請件数は 9 件で、前年度と比べて 3 件減少した。なお、太陽熱利用システムは前年度同様に申請がなかった。
<b>評価</b>
太陽光発電システム設置にかかる助成制度への申請件数は、ほぼ横ばいである。制度開始当初より設備導入費用が低廉化しており、都の「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」、「家庭における熱の有効利用促進事業」の補助事業が活用できるので、2021（令和 3）年度末に太陽エネルギーを活用するこれらの設備についての助成制度を終了する。

## 【重点プロジェクト2】緑感あられる空間の創造

## 【プロジェクトの活動指標】

指 標	実績値					目標値	
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)	2025 (R7)
まちなか緑化（緑と花のまちづくり推進地域制度）の活動地域数（再）	11 地域	17 地域	16 地域	17 地域	20 地域	16 地域	22 地域

## 【プロジェクトの進捗状況・評価】

※基本目標2（P115 参照）の進捗状況・評価を参照

### 【重点プロジェクト3】ごみ減量化の推進

#### 【プロジェクトの活動指標】

指標	実績値					目標値	
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)	2025 (R7)
区民1人1日当たりごみ排出量	564g	561g	548g	544g	551g	520g以下	515g以下
資源化率	19.6%	18.9%	19.0%	18.9%	19.3%	23.0%以上	25.0%以上

#### 【プロジェクトの進捗状況・評価】

<b>2016（平成28）年度進捗状況</b>
区民1人1日当たりのごみ排出量は、564gとなり、前年度と比べて8g減少した。また、資源化率は、19.6%となり、前年度と比べて0.2%減少した。
<b>2017（平成29）年度進捗状況</b>
区民1人1日当たりのごみ排出量は、561gとなり、前年度と比べて3g減少した。また、資源化率は、18.9%となり、前年度と比べて0.7%減少した。
<b>2018（平成30）年度進捗状況</b>
区民1人1日当たりのごみ排出量は、548gとなり、前年度と比べて13g減少した。また、資源化率は、19.0%となり、前年度と比べて0.1%増加した。
<b>2019（令和元）年度進捗状況</b>
区民1人1日当たりのごみ排出量は、544gとなり、前年度と比べて4g減少した。また、資源化率は、18.9%となり、前年度と比べて0.1%減少した。
<b>2020（令和2）年度進捗状況</b>
区民1人1日当たりのごみ排出量は、551gとなり、前年度と比べて7g増加した。また、資源化率は、19.3%となり、前年度と比べて0.4%増加した。
<b>評価</b>
<p>2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症の流行もあり、年々減少傾向にあったごみ量（可燃、不燃）は増加に転じた。また、資源物としての回収量も増加した。</p> <p>区民1人1日当たりごみ排出量については、前年度と比べて、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、全体的にごみ量が増加したため、目標数値から遠ざかることとなった。</p> <p>また、資源化率については、前年度と比べて、ごみ総量（可燃・不燃・粗大ごみ、資源物）に対する資源物の割合が上昇したため改善した。</p> <p>2020（令和2）年の夏以降、例年並みのごみ排出量となったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭ごみの増加要因があることから、2020（令和2）年度目標の達成はできなかった。なお、コロナ禍においても、自転車海外リユース、羽毛ふとん回収、古着等イベント回収など、感染対策を万全にしながらか実施し、一定の回収を得て、ごみ減量に寄与している。</p>

## 【重点プロジェクト4】ヒートアイランド対策の推進

## 【プロジェクトの活動指標】

指 標	実績値					目標値	
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)	2025 (R7)
住宅・事業所が設置した緑のカーテンの面積	218m <sup>2</sup>	284m <sup>2</sup>	255m <sup>2</sup>	400m <sup>2</sup>	445m <sup>2</sup>	350m <sup>2</sup>	420m <sup>2</sup>
緑のカーテンモデル設置施設数	21 施設	17 施設	18 施設	26 施設	25 施設	30 施設	35 施設

## 【プロジェクトの進捗状況・評価】

<b>2016（平成28）年度進捗状況</b>
住宅・事業所が設置した緑のカーテンの面積は、218m <sup>2</sup> となり、前年度と比べて46m <sup>2</sup> 減少した。また、緑のカーテンモデル設置施設数は、21施設となり、前年度と比べて3施設減少した。
<b>2017（平成29）年度進捗状況</b>
住宅・事業所が設置した緑のカーテンの面積は、284m <sup>2</sup> となり、前年度と比べて66m <sup>2</sup> 減少した。また、緑のカーテンモデル設置施設数は、17施設となり、前年度と比べて4施設減少した。
<b>2018（平成30）年度進捗状況</b>
住宅・事業所が設置した緑のカーテンの面積は、255m <sup>2</sup> となり、前年度と比べて29m <sup>2</sup> 減少した。また、緑のカーテンモデル設置施設数は、18施設となり、前年度と比べて1施設増加した。
<b>2019（令和元）年度進捗状況</b>
住宅・事業所が設置した緑のカーテンの面積は、400m <sup>2</sup> となり、前年度と比べて145m <sup>2</sup> 増加した。また、緑のカーテンモデル設置施設数は、26施設となり、前年度と比べて8施設増加した。
<b>2020（令和2）年度進捗状況</b>
住宅・事業所が設置した緑のカーテンの面積は、445m <sup>2</sup> となり、前年度と比べて45m <sup>2</sup> 増加した。また、緑のカーテンモデル設置施設数は、25施設となり、前年度と比べて1施設減少した。
<b>評価</b>
住宅・事業所が設置した緑のカーテンの面積は、増加傾向にあり、2020（令和2）年度目標値だけでなく、2025（令和7）年度目標値も既に達成することができた。 ヒートアイランド現象の緩和につながる緑のカーテンの特性が周知されつつあるので、更なる普及に努めていく。

【重点プロジェクト5】環境体験学習の充実

【プロジェクトの活動指標】

指 標	実績値					目標値	
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)	2025 (R7)
環境ボランティア（緑と花のサポーター・エコライフサポーター）登録者の実働割合（再）	67%	58%	66%	67%	69%	71%	75%

【プロジェクトの進捗状況・評価】

※基本目標5（P118 参照）の進捗状況・評価を参照

## 【重点プロジェクト6】2020年東京オリンピック・パラリンピック開催への対応

## 【プロジェクトの活動指標】

指標	実績値					目標値
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2020 (R2)
遮熱性舗装の区道面積（東京オリンピック会場周辺道路景観整備事業）	与条件の整理	実施設計	1,593m <sup>2</sup>	3,365m <sup>2</sup>	—※1	5,000m <sup>2</sup> 対象 3,342m <sup>2</sup> ※2

※1 重点プロジェクト6は、2019（令和元）年度に終了した。

※2 実施設計により施工面積が3,342m<sup>2</sup>となった。

## 【プロジェクトの進捗状況・評価】

<b>2016（平成28）年度進捗状況</b>
東京オリンピック会場となる両国国技館前面道路の遮熱性舗装工事の施工範囲などを検討した。
<b>2017（平成29）年度進捗状況</b>
国技館通りの遮熱性舗装については、前年度の与条件の整理を踏まえ、実施設計を行い、関係機関と調整を図った。また、会場周辺での緑の創出方法等を検討した。 その他、8月に雨水を利用した打ち水を両国駅前で計画していたが雨天により中止となった（国技館周辺以外では、区内各所で16団体、350名の参加を得て実施した）。
<b>2018（平成30）年度進捗状況</b>
国技館通りの遮熱性舗装については、東側車線 2,381m <sup>2</sup> を対象に、鉄道高架下交差点部を除く1,593m <sup>2</sup> を整備した。対象区間において、鉄道高架下は、路線の陰で日照時間が短くなることから、また交差点部では、車両がハンドルを切ることで舗装が摩耗し、雨天時に滑りやすくなり危険であることから整備面積から除外している。 打ち水は、すみだ打ち水推進月間の8月4日に国技館通りで、9月6日にはJR両国駅前の両国広小路にて行い、合計で120名の参加を得ている。会場周辺の緑化対策については、2020（令和2）年度にオープン予定の（仮称）両国リバーセンター（横綱一丁目2番15号）との緑化協議が終了し、地上部で約144m <sup>2</sup> 、建築物上で約118m <sup>2</sup> の緑地が整備されることになり、対象地の隅田川護岸部分ではスーパー堤防の整備が進んでいる。
<b>2019（令和元）年度進捗状況</b>
遮熱性舗装については、国技館通りの西側（隅田川側）車線を対象に、鉄道高架下交差点部を除く、1,772m <sup>2</sup> を計画どおり施工し、前年度（1,593m <sup>2</sup> ）の合計で3,365m <sup>2</sup> を整備した。その他、街路樹の整備や歩道舗装材に透水性平板ブロックを用いるなど、ヒートアイランド対策に寄与する整備を行った。 緑化対策については、両国リバーセンターの開業に伴う緑化計画により地上部に142m <sup>2</sup> 、建築物屋上で118m <sup>2</sup> の緑を整備し、隅田川護岸のスーパー堤防の整備も計画どおり進んでいる。 また、東京オリンピックに向けた暑さ対策であるクールシェア・スポットの創出については、国技館周辺の現地調査等を行いマップ作成の準備が整っており、打ち水イベントは、前年度に引き続き、7月24日に両国広小路にて行い70名の参加を得て実施した。
<b>評価</b>
遮熱性舗装は、国技館通り 3,365m <sup>2</sup> を整備し目標値を達成しており、その他の会場周辺の景観整備事業、緑化整備事業及び暑さ対策も順調に進行している。

## 7-6 温室効果ガス排出量の算定方法等

### 1 墨田区のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の基本データ

墨田区のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の実績値は、23 区共通の算定手法である「オール東京 62 市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止プロジェクト』」による「温室効果ガス排出量（推計）算定結果」を用いています。

### 2 将来の電力の CO<sub>2</sub> 排出係数

2030 年度の電力の CO<sub>2</sub> 排出係数は、2021（令和 3）年 10 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」（環境省）で想定している 0.25-CO<sub>2</sub>/kWh を用いています。

### 3 墨田区のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の将来予測方法（現状趨勢ケース）

「個別目標 1 脱炭素社会の実現」の数値目標を設定した 2030 年度におけるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を現状趨勢ケース<sup>1</sup>により予測しました。各部門の将来予測方法は、以下のとおりです。

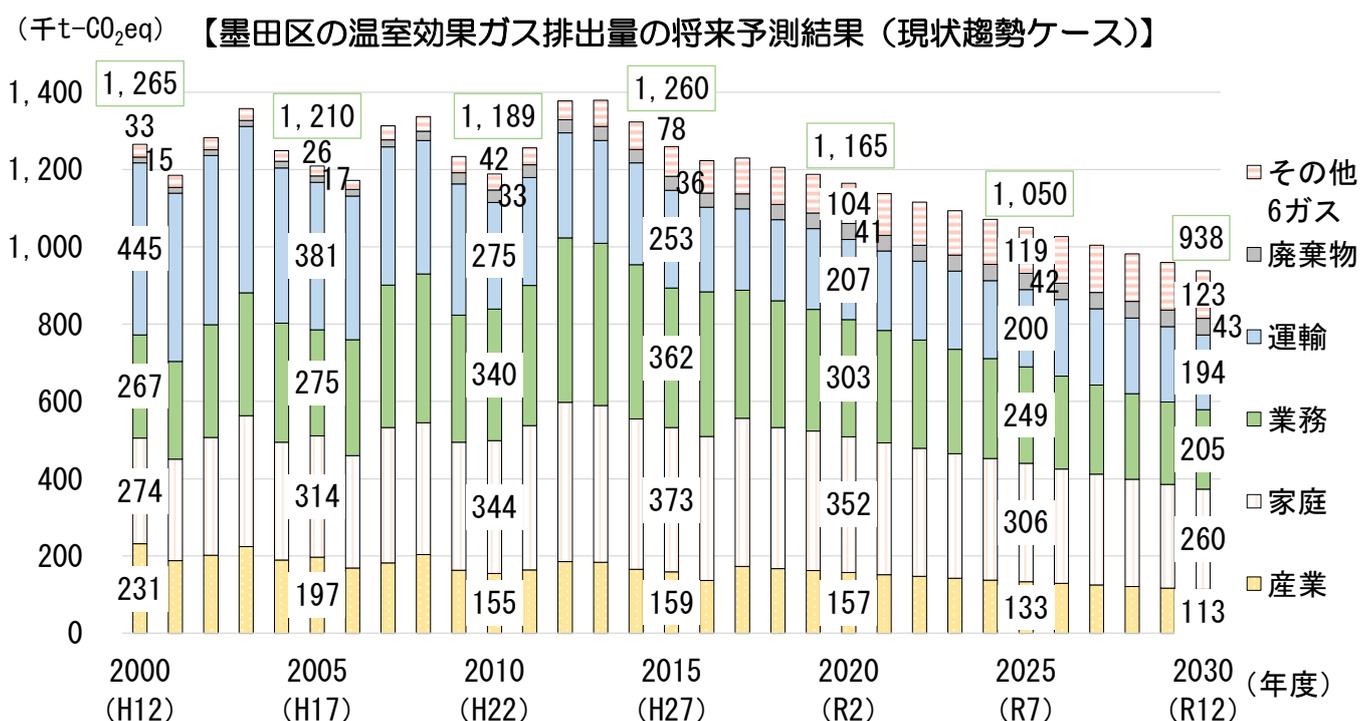
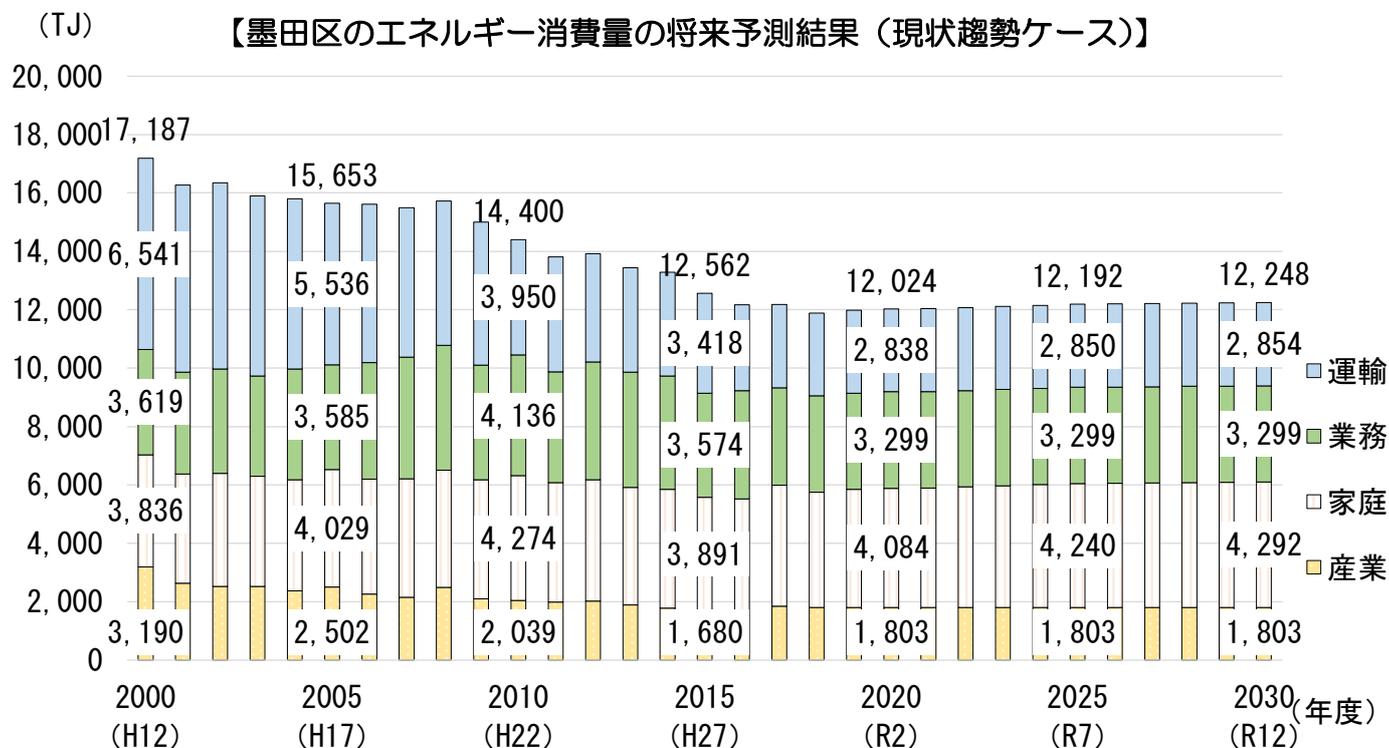
#### 【エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の将来予測方法（現状趨勢ケース）】

温室効果ガス種別	部門		エネルギー消費量の将来予測方法	温室効果ガス排出量の将来予測方法
二酸化炭素	産業部門	農業	近年の傾向から横ばいのまま推移すると予測	左記の予測結果に燃料種毎の CO <sub>2</sub> 排出係数を乗じて予測
		建設業	近年の傾向から横ばいのまま推移すると予測	
		製造業	近年の傾向から横ばいのまま推移すると予測	
	家庭部門		2021（令和 3）年度に行った将来人口推計結果のとおり、2030 年度までは緩やかに増加すると予測	
	業務部門		近年の傾向から横ばいのまま推移すると予測	
	運輸部門	自動車	近年の傾向から横ばいのまま推移すると予測	
		鉄道	人口の推移と連動して緩やかに増加すると予測	
廃棄物部門		—	人口の推移と連動して緩やかに増加すると予測	
ハイドロフルオロカーボン類	—		—	「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」（東京都）の BAU 推計 <sup>1</sup> を参考に、2030 年度時点で 2014（平成 26）年度比 84.6%増加すると予測
その他ガス	—		—	近年の傾向から横ばいのまま推移すると予測

1：現状趨勢ケース（BAU 推計）とは、エネルギー消費量や温室効果ガス排出量が今後追加的な対策をしないまま推移したケースのこと。エネルギー消費原単位の変化（機器の買替等）は想定せず、人口等の活動量の変化のみが予測に反映される。

#### 4 墨田区のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の将来予測結果（現状趨勢ケース）

今後、追加的な対策をしないと仮定した場合のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の将来予測結果は、以下のとおりです。



## 5 国や東京都と連携した対策によるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減見込量

国や東京都と連携した対策により削減される見込みがあるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量は、以下のとおりです。

### 【エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減見込量（産業）】

No.	項目	具体的な対策	削減見込量 (2018年度⇒2030年度)	
			エネルギー (TJ)	温室効果ガス (千t-CO <sub>2</sub> )
1	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（業種横断）	高効率空調の導入 産業HPの導入 産業用照明の導入 低炭素工業炉の導入 産業用モータ・インバータの導入 高性能ボイラーの導入 コージェネレーションの導入	154.43	11.14
2	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（鉄鋼業）	主な電力需要設備効率の改善 廃プラスチックの製鉄所でのケミカルリサイクル拡大 コークス炉の効率改善 発電効率の改善（共同火力発電設備） 発電効率の改善（自家発電設備） 省エネルギー設備の増強 革新的製鉄プロセス（フェロコークス）の導入 環境調和型製鉄プロセスの導入	8.60	0.69
3	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（化学工業）	化学の省エネルギープロセス技術の導入 二酸化炭素原料化技術の導入	34.57	2.41
4	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（窯業・土石製品製造業）	従来型省エネルギー技術 熱エネルギー代替廃棄物利用技術 革新的セメント製造プロセス ガラス溶融プロセス技術	3.25	0.23
5	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（パルプ・紙・紙加工品製造業）	高効率古紙パルプ製造技術の導入	0.55	0.04
6	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（建設施工・特殊自動車分野）	ハイブリッド建機等の導入 ハイブリッド建機等の導入（燃費基準達成建機の普及）	35.76	2.50
7	業種間連携省エネルギーの取組推進	業種間連携省エネルギーの取組推進	3.70	0.26
8	燃料転換の推進	燃料転換の推進	0.00	0.69
9	FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	8.93	0.61
10	再生可能エネルギーの最大限の導入	再生可能エネルギー電気の利用拡大	3.43	0.24
合計			253.21	18.81

※「地球温暖化対策計画（2021年10月22日 環境省）」をもとに想定した2018年度から2030年度までの削減見込量を示す。No.1～9は、「地球温暖化対策計画」の別表に記載されている国全体の削減見込量と、2013（平成25）年度時点の国全体と墨田区の排出量の比をもとに、墨田区の削減見込量を算出した。No.10は、出力20kWの太陽光発電システムを下記の条件で導入すると仮定して削減見込量を算出した。

1年間の建築着工数10棟（2011（平成23）年～2019（令和元）年の平均）

2019（令和元）年度⇒10%の新築建物に設置

2030（令和12）年度⇒60%の新築建物に設置（居住建築物と同様の目標を設置）

2020（令和2）年度～2029（令和11）年度⇒一定のペースで新築建物への設置割合が増加

※小数点第3位以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

## 【エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減見込量（家庭）】

No.	項目	具体的な対策	削減見込量 (2018年度⇒2030年度)	
			エネルギー (TJ)	温室効果ガス (千t-CO <sub>2</sub> )
1	住宅の省エネルギー化	住宅の省エネルギー化（新築） 住宅の省エネルギー化（改修）	212.80	13.45
2	高効率な省エネルギー機器の普及（家庭部門）	高効率給湯器の導入 高効率照明の導入	340.84	23.27
3	高効率な省エネルギー機器の普及（家庭部門）（浄化槽の省エネルギー化）	浄化槽の省エネルギー化（小型浄化槽） 浄化槽の省エネルギー化（中大型浄化槽）	2.35	0.20
4	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上（家庭部門）	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	108.93	7.20
5	HEMS・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	HEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	133.37	9.04
6	脱炭素型ライフスタイルへの転換	クールビズの実施徹底の促進（家庭） ウォームビズの実施徹底の促進（家庭） 家庭エコ診断	11.69	0.76
7	再生可能エネルギーの最大限の導入	再生可能エネルギー電気の利用拡大	57.87	4.02
合計			867.85	57.95

※「地球温暖化対策計画（2021年10月22日 環境省）」をもとに想定した2018年度から2030年度までの削減見込量を示す。No.1～6は、「地球温暖化対策計画」の別表に記載されている国全体の削減見込量と、2013（平成25）年度時点の国全体と墨田区の排出量の比をもとに、墨田区の削減見込量を算出した。No.7は、出力5kWの太陽光発電システムを下記の条件で導入すると仮定して削減見込量を算出した。

1年間の建築着工数675棟（2011（平成23）年～2019（令和元）年の平均）

2019（令和元）年度⇒10%の新築建物に設置

2030（令和12）年度⇒60%の新築建物に設置（「地球温暖化対策計画（2021年10月22日 環境省）」に準拠）

2020（令和2）年度～2029（令和11）年度⇒一定のペースで新築建物への設置割合が増加

※小数点第3位以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

## 【エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減見込量（業務）】

No.	項目	具体的な対策	削減見込量 (2018年度⇒2030年度)	
			エネルギー (TJ)	温室効果ガス (千t-CO <sub>2</sub> )
1	建築物の省エネルギー化	建築物の省エネルギー化（新築） 建築物の省エネルギー化（改修）	310.37	20.02
2	高効率な省エネルギー機器の普及（業務その他部門）	業務用給湯器の導入 高効率照明の導入 冷媒管理技術の導入	167.58	10.09
3	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上（業務その他部門）	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	189.86	12.73
4	BEMSの活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施	BEMSの活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施	128.47	8.62
5	ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の脱炭素化	ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の脱炭素化	0.00	0.05
6	上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入	水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等	10.97	0.32
7	上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入（下水道における省エネルギー・創エネルギー対策の推進）	下水道における省エネルギー・創エネルギー対策の推進	0.00	1.91
8	廃棄物処理における取組	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進 一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入 産業廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入 廃棄物処理業における燃料製造・省エネルギー対策の推進 EVごみ収集車の導入	125.63	4.78
9	道路交通流対策（LED 道路照明の整備促進）	LED 道路照明の整備促進	0.80	0.19
10	道路交通流対策（交通安全施設の整備（信号灯器のLED化の推進））	交通安全施設の整備（信号灯器のLED化の推進）	0.00	0.07
11	物流施設の脱炭素化の推進	物流施設の脱炭素化の推進	25.01	0.16
12	脱炭素型ライフスタイルへの転換	クールビズの実施徹底の促進（業務） ウォームビズの実施徹底の促進（業務）	3.07	0.24
13	再生可能エネルギーの最大限の導入	再生可能エネルギー電気の利用拡大	11.66	0.81
合計			973.42	59.98

※「地球温暖化対策計画（2021年10月22日 環境省）」をもとに想定した2018年度から2030年度までの削減見込量を示す。No.1～12は、「地球温暖化対策計画」の別表に記載されている国全体の削減見込量と、2013（平成25）年度時点の国全体と墨田区の排出量の比をもとに、墨田区の削減見込量を算出した。No.13は、出力10kWの太陽光発電システムを下記の条件で導入すると仮定して削減見込量を算出した。

1年間の建築着工数68棟（2011（平成23）年～2019（令和元）年の平均）

2019（令和元）年度⇒10%の新築建物に設置

2030（令和12）年度⇒60%の新築建物に設置（居住建築物と同様の目標を設置）

2020（令和2）年度～2029（令和11）年度⇒一定のペースで新築建物への設置割合が増加

※小数点第3位以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

## 【エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減見込量（運輸）】

No.	項目	具体的な対策	削減見込量 (2018年度⇒2030年度)	
			エネルギー (TJ)	温室効果ガス (千t-CO <sub>2</sub> )
1	廃棄物処理における取組	EVごみ収集車の導入	0.00	0.13
2	次世代自動車の普及、燃費改善等	次世代自動車の普及、燃費改善	334.13	23.29
3	道路交通流対策（道路交通流対策等の推進）	道路交通流対策等の推進	25.49	1.78
4	道路交通流対策（高度道路交通システム（ITS）の推進（信号機の集中制御化））	高度道路交通システム（ITS）の推進（信号機の集中制御化）	0.00	0.15
5	道路交通流対策（交通安全施設の整備（信号機の改良・プロファイル（ハイブリッド）化））	交通安全施設の整備（信号機の改良・プロファイル（ハイブリッド）化）	0.00	0.08
6	道路交通流対策（自動走行の推進）	自動走行の推進	20.63	1.45
7	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	0.00	0.90
8	公共交通機関及び自転車の利用促進（公共交通機関の利用促進）	公共交通機関の利用促進 地域公共交通利便増進事業を通じた路線効率化	0.00	1.50
9	公共交通機関及び自転車の利用促進（自転車の利用促進）	自転車の利用促進	3.55	0.26
10	鉄道分野の脱炭素化	鉄道分野の脱炭素化の促進	97.07	8.74
11	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進（トラック輸送の効率化）	トラック輸送の効率化	0.00	10.49
12	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進（共同輸配送の推進）	共同輸配送の推進（共同輸配送取組件数の増加） 共同輸配送の推進（再配達率の低下） ドローン物流の社会実装	0.00	0.10
13	海上輸送及び鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進（海上輸送へのモーダルシフトの推進）	海上輸送へのモーダルシフトの推進	0.00	1.72
14	海上輸送及び鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進（鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進）	鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進	0.00	1.34
15	港湾における取組（港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減）	港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減	0.00	0.88
16	港湾における取組（港湾における総合的な脱炭素化）	港湾における総合的な脱炭素化 【省エネルギー型荷役機械等の導入の推進】 港湾における総合的な脱炭素化 【静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進】	0.00	0.18
17	脱炭素型ライフスタイルへの転換	エコドライブ カーシェアリング	106.29	7.25
合計			587.16	60.24

※「地球温暖化対策計画（2021年10月22日 環境省）」をもとに想定した2018年度から2030年度までの削減見込量を示す。「地球温暖化対策計画」の別表に記載されている国全体の削減見込量と、2013（平成25）年度時点の国全体と墨田区の排出量の比をもとに、墨田区の削減見込量を算出した。

※小数点第3位以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

### 【エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減見込量（廃棄物）】

No.	項目	具体的な対策	削減見込量 (2018年度⇒2030年度)	
			エネルギー (TJ)	温室効果ガス (千t-CO <sub>2</sub> )
1	廃棄物処理における取組	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	—	0.05
2	バイオマスプラスチック類の普及	バイオマスプラスチック類の普及	—	1.83
3	廃棄物焼却量の削減	廃プラスチックのリサイクルの促進 廃油のリサイクルの促進	—	6.21
合計			—	8.09

※「地球温暖化対策計画（2021年10月22日 環境省）」をもとに想定した2018年度から2030年度までの削減見込量を示す。「地球温暖化対策計画」の別表に記載されている国全体の削減見込量と、2013（平成25）年度時点の国全体と墨田区の排出量の比をもとに、墨田区の削減見込量を算出した。

※小数点第3位以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

### 【エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減見込量（その他6ガス）】

No.	項目	具体的な対策	削減見込量 (2018年度⇒2030年度)	
			エネルギー (TJ)	温室効果ガス (千t-CO <sub>2</sub> )
1	メタン・一酸化二窒素	施肥に伴う一酸化二窒素削減 下水汚泥焼却施設における焼却の高度化等	—	0.13
2	代替フロン等4ガス（HFCs、PFCs、SF <sub>6</sub> 、NF <sub>3</sub> ）	ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP化の推進 業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止 業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進 廃家庭用エアコンのフロン類の回収・適正処理 産業界の自主的な取組の推進	—	72.52
合計			—	72.65

※「地球温暖化対策計画（2021年10月22日 環境省）」をもとに想定した2018年度から2030年度までの削減見込量を示す。「地球温暖化対策計画」の別表に記載されている国全体の削減見込量と、2013（平成25）年度時点の国全体と墨田区の排出量の比をもとに、墨田区の削減見込量を算出した。

※小数点第3位以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

## 6 墨田区のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の部門別削減目標

国や東京都と連携した対策に加えて、墨田区独自の対策を行い、削減目標の達成を目指します。

部門別の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の削減目標の設定にあたっては、一律削減とするのではなく、各部門の現在に至るまでの自主的な努力による取組の進み具合や今後の動きなどを勘案して設定を行いました。

### 【エネルギー消費量の部門ごとの目標値】

単位：TJ

部門	2000 (平成12) 年度 基準値	2030(令和12)年度			目標値
		将来予測値 (対策なし)	削減見込量 (国や東京都 と連携)	削減見込量 (墨田区独自)	
産業部門	3,190	1,803	253	0	1,550
家庭部門	3,836	4,292	868	600	2,824
業務部門	3,619	3,299	973	300	2,025
運輸部門	6,541	2,854	587	100	2,167
合計	17,187	12,248	2,682	1,000	8,567

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

### 【温室効果ガス排出量の部門ごとの目標値】

単位：千 t-CO<sub>2</sub>eq

ガス種別 ・部門	2000 (平成12) 年度 基準値	2030(令和12)年度			目標値	
		将来予測値 (対策なし)	削減見込量 (国や東京都 と連携)	削減見込量 (墨田区独自)		
一酸化炭素	産業部門	231	113	19	0	94
	家庭部門	274	260	58	36	166
	業務部門	267	205	60	19	127
	運輸部門	445	194	60	7	127
	廃棄物部門	15	43	8	0	35
その他6ガス	33	123	73	0	50	
合計	1,265	938	278	62	598	

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

### 【エネルギー消費量の家庭部門の環境事業指標】

2018(平成30)年度		2030(令和12)年度		2030(令和12)年度	
人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	エネルギー消費量 (TJ)	一帯当たりのエネルギー消費量 (MJ/世帯)
269,815	140,087	289,561	150,339	2,824	18,784

※人口、世帯数の出典、推計方法は下記のとおりである。

2018(平成30)年度 人口⇒出典：墨田区住民基本台帳 世帯数⇒出典：「東京都統計年鑑」(東京都)  
2030(令和12)年度 人口⇒2021(令和3)年度に推計 世帯数⇒人口当たりの世帯数が変化しないと仮定して上記の数値から推計

### 【エネルギー消費量の業務部門の環境事業指標】

2018(平成30)年度		2030(令和12)年度	
エネルギー消費量 (TJ)	床面積1m <sup>2</sup> 当たりのエネルギー消費量 (MJ/m <sup>2</sup> )	エネルギー消費量 (TJ)	床面積1m <sup>2</sup> 当たりのエネルギー消費量 (MJ/m <sup>2</sup> )
3,299	975	2,025	598

※2018(平成30)年度の床面積1m<sup>2</sup>当たりのエネルギー消費量の出典は下記のとおりである。2030(令和12)年度の床面積1m<sup>2</sup>当たりのエネルギー消費量は、床面積が変化しないと仮定して推計した。

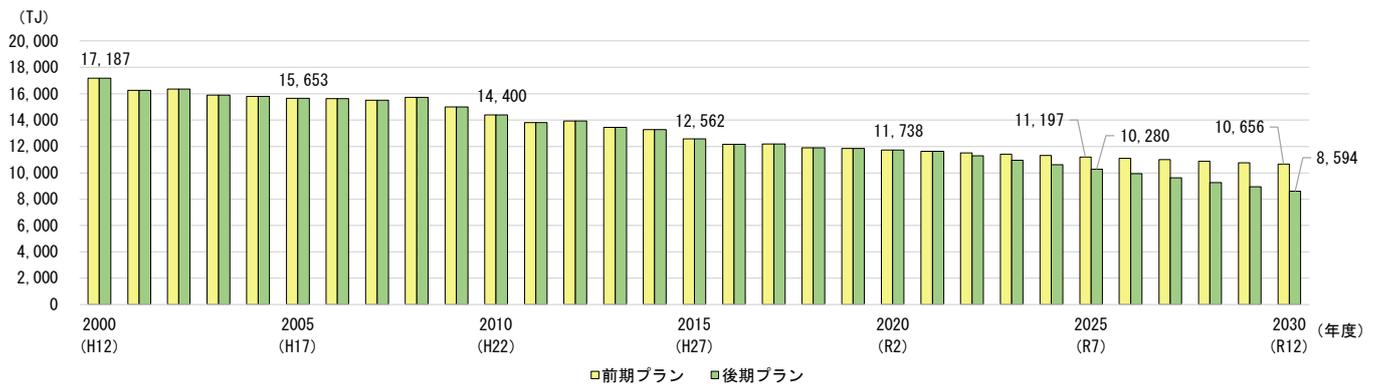
2018(平成30)年度出典：「温室効果ガス排出量(推計)算定結果(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)」

## 7 墨田区のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の年度別目標

2030（令和 12）年度までに 2000（平成 12）年度比で、エネルギー消費量、温室効果ガス排出量共に 50%削減するという目標に向けて、年度ごとに達成すべき目標を整理しました。

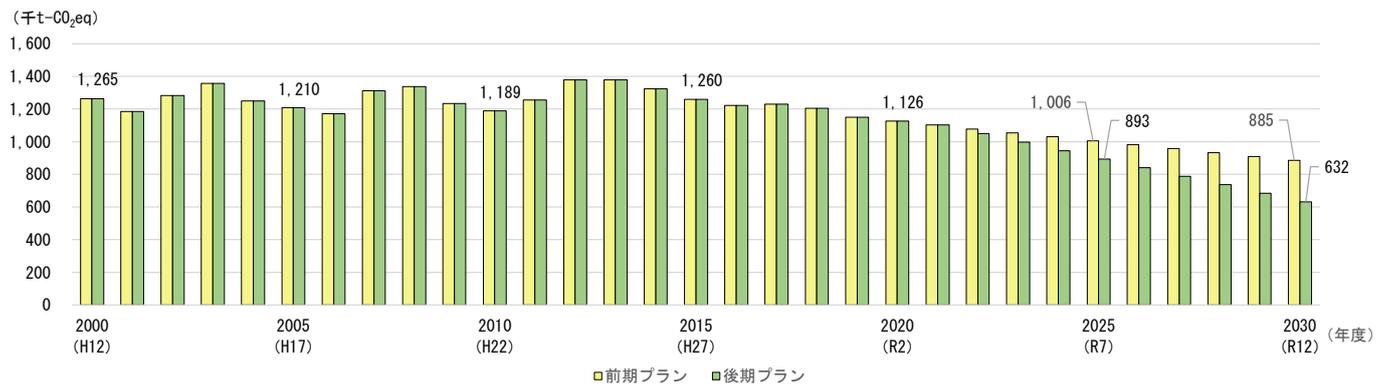
年度ごとの目標を整理するに当たっては、2019（令和元）年度から2021（令和3）年度までは、前期プランに示した目標に向かって一定のペースで削減され、2022（令和4）年度以降は、本プランに示した目標に向かって一定のペースで削減されると仮定しました。

【エネルギー消費量の年度ごとの目標値】



※小数点以下を四捨五入している。

【温室効果ガス排出量の年度ごとの目標値】



※小数点以下を四捨五入している。



## すみだゼロカーボンシティ2050宣言 ～脱炭素社会の実現を目指して～

墨田区は、かけがえのない地球を未来の子どもたちに引き継ぐため、「環境にやさしいまち すみだ」の実現に向けた取組を積極的に推進しています。

しかし、近年、世界各地及び日本において、極端な気象現象による自然災害が発生し、私たちの生命や財産を脅かすとともに、区民生活にも大きな影響をもたらしています。

2018年に公表された国連のIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告書では、2050年前後には世界の二酸化炭素排出量を正味ゼロにする必要があることが示されました。また、2015年に国連で採択されたSDGsでは、地球上の「誰一人取り残さない」ことを理念とする、持続可能な社会の実現を掲げています。

我が国においては、2020年に「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、東京都においても、2019年に同様の宣言が行われています。

これらを踏まえ、墨田区においては、地球温暖化を防ぐための行動を加速していくため、2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現を目指す「すみだゼロカーボンシティ2050」を宣言し、区民・事業者・区が協働することにより、脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進していきます。

2021(令和3)年10月5日

墨田区長 山本 亨 墨田区議会議長 木内 清